

事 務 連 絡  
令 和 2 年 2 月 18 日

各 

都	道	府	県
指	定	都	市
中		核	市

 民生主管部局 御中

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課

新型コロナウイルス感染症に係る児童入所施設等の人員基準等の  
臨時的な取扱いについて

今般、「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」（令和2年2月17日）が公表されたところです。今後、児童入所施設等において、新型コロナウイルス感染症の流行により職員の確保が困難になるなど、一時的に人員基準等を満たすことができなくなる場合等が想定されます。

この場合について、人員、設備及び運営基準等については、柔軟な取扱いを可能としますので、管内市町村や児童福祉施設、関係団体等に周知を図るようよろしくお願いいたします。

なお、具体的な取扱いについては、「災害により被災した要援護者への対応及びこれに伴う特例措置等について」（平成30年6月18日付厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課ほか連名事務連絡）における取扱いの考え方を参考にさせていただきますようお願いいたします。